

令和6年長浜市農業委員会11月定例総会会議録

令和6年11月11日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（37人）

会長

25番 將亦 富士夫

会長職務代理者

30番 池田 美由紀

委員

1番 稲田 司	2番 尚永 稔
3番 谷口 義信	4番 幸田 重徳
5番 脇坂 良平	6番 中川 半弥
7番 多賀 君子	8番 石橋 萬次郎
9番 阿辻 康博	10番 大塚 高司
11番 宮澤 幸次	12番 中川 亜希
13番 北川 富美子	14番 山口 衛
15番 清水 多枝子	16番 林 甚一郎
17番 片山 博之	18番 下司 治一
19番 宮元 孫善	20番 吉川 尚宏
21番 森 勘十	22番 中川 哲博
23番 弓削 美穂	24番 田中 義人
26番 大谷 正人	27番 伊藤 泰子
28番 多賀 正和	29番 廣部 重嗣
31番 間所 秀夫	32番 角田 功
33番 橋本 治太郎	34番 小林 治一良
35番 筒井 伸彦	36番 服部 昇司
37番 山内 祥子	

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長	宮川 芳一	次長	宮本 安信	参事	隼瀬 大典
副参事	中北 吉紀	副参事	近藤 英昭	主査	林 清次

4. 議案等

報 告	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報 告	農地の再利用届出について
議案第20号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第21号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第22号	農用地利用集積計画（案）について
議案第23号	農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第24号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第25号	長浜市農業委員会総会会議規則の一部改正について

5. 議事録署名委員

17番	片山 博之	18番	下司 治一
-----	-------	-----	-------

午後1時30分開会

（事務局）

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会11月定例総会を開催させていただきます。午前中の研修会に引き続き大変お疲れさまでございますがどうかよろしくお願い申し上げます。

定例総会につきましては、委員総数37名全員のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまず会議の成立をご報告させていただきます。

次に事務局より報告と本日の会議次第についてご説明申し上げます。

まず報告でございますが、10月18日（金）滋賀県農業会議常設審議委員会が大津市の農業教育情報センターにおいて開催されましたので、会長にご出席いただいております。なお、

今回は本市からの諮問案件もございましたので、事務局も出席しております。また、10月23日(水)滋賀県農業会議主催の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が、彦根市文化プラザにおいて開催されましたので、各委員さんにご出席いただいております。10月30日(水)には、県・都市農業委員会連絡協議会主催の農地法の研修会が米原市役所のコンベンションホールにて開催されましたので、会長、副会長、農地等調査委員会の委員さんにご出席いただいております。報告は以上でございます。

続きまして、今月の審議事項につきましては、3条申請が9件、5条申請が4件、農用地利用集積計画の決定、農用地利用集積等促進計画の決定、土地改良事業参加資格交替承認、長浜市農業委員会総会会議規則の一部改正、その他、各種届出等の報告がございます。なお、今月は、4条申請はございませんでした。

今月の審議事項のうち、農地転用に係る案件につきましては、去る11月5日に当番委員、7番 多賀君子委員、8番 石橋萬次郎委員に現地調査をしていただきました。後ほど、ご説明いただきますので、よろしくお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出いたしております。

各議案は、事務局からご説明いたしますが、個人情報にあたる部分は除いて説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。

また、質問等でご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、発言をお願い申し上げます。

なお、本日の定例総会等の資料等につきましては、事前に送付はいたしておりますが、本日の午前に説明をさせていただきましたSideBooksの中に、総会資料・現地の写真・位置図等を掲載いたしておますので、ご覧いただきたいと存じます。

それでは、会議に入らせていただきます。

この後の議事進行につきましては、長浜市農業委員会総会会議規則第7条によりまして、会長が会議の議長となって進めていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

議事録署名人を議長として報告、指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員は長浜市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定によりまして、会長において、17番 片山博之委員、18番 下司治一委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

まず報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転届出について、令和6年11月11日提

出、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は、所有権の権利移動に伴い、都市計画法に規定されている市街化区域内の農地転用で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところですが、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規定第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、西上坂町地先、田1筆1,301㎡を売買により、資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北側に位置しております。周囲の状況は、東・南は道路、西は農地、北は太陽光発電施設、雑種地です。

番号2、土地の表示、平方町地先、畑1筆95㎡を賃貸借により、車庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北西側に位置しております。周囲の状況は、東は宅地、南は農地、西は宅地、北は道路に接続しております。

以上、5条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

続きまして、報告させていただきます。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和6年11月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

通常、農地の賃貸借等を解除解約する場合には、原則、農業委員会の許可が必要となりますが、書面による合意解約の場合には、許可不要と定められており、解約した旨を農業委員会に通知することが義務付けられています。この規定に基づき、11月分として、農地法第18条の規定により農地の賃貸借契約を解約した旨の通知があった案件について報告します。

今月、農業委員会宛て計54筆の解約の通知がありました。内訳は、田54筆95,765㎡の解約です。番号1から番号29は、農地中間管理事業による解約で、耕作者変更のための解約です。番号30～番号54は、相対による解約で、耕作目的の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(事務局)

農地の再利用届出について、令和6年11月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会農地転用後の農地復旧等に係る事務処理要領第3の規定により受理しましたので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

届出地は集落の東側に位置します。周囲の状況は、東は水路、西は道路、南は雑種地、北は農地です。

これは、申請地について、平成 20 年に広場を設置する目的で 5 条賃貸借の申請を受け付け、総会での議決を受けて許可しておりました。しかしながら、諸事情から平成 29 年をもって事業が終了されることとなり、申請地は所有者に返却され、その後は、除草等の保全管理のみなされていきました。さらに、令和 5 年 4 月からは、新規就農者が申請地を借り受けて、ねぎの栽培出荷を始められることになり、現在も栽培出荷されており、今後も継続的に栽培出荷を行いたいとの農業者の意向を踏まえ、土地所有者から畑として再利用したい旨の届出を受けました。届出地は、盛土等が行われている土地ではなく、現地調査において、すでに畑作地として再開されている実態を確認できたことから、届出もやむを得ないと判断しました。また、事務処理要領の規定に基づき、農地基本台帳に農地として再登録するとともに、税務課にも農地として登録した旨を通知しております。

報告は以上です。会長、よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま報告がありました3件につきまして、ご質問等ありましたらご発言をお願いします。

ございませんか。

ないようでしたら、議案審議に移りたいと思います。

議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第 20 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転の許可申請について、農地法第 3 条の規定による許可について意見を求めます。令和 6 年 11 月 11 日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、説明をさせていただきます。

今月は、3 条申請が 9 件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受付けております。

議案書の申請番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号 1、土地の表示、高月町馬土地先の畑 1 筆 44 m²を売買により権利を取得されるものです。申請地は、白地の畑で、現地は雑草がありますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は他集落に居住しており、管理することができないため、申請地隣接に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号 2、土地の表示、高月町東阿閉地先の畑 1 筆 43 m²を、贈与により権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地はビニールシートがありますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人と譲受人は親戚の間柄です。譲渡人は他集落に居住しており、管理することができず、以前から管理されていた譲受人と、今般、贈与で話がまとまり申請された

ものです。

番号 3、土地の表示、高月町東阿閉地先の畑 1 筆 33 m²を贈与にて権利を取得されるものです。番号 2 と譲渡人は同じとなっております。申請地は白地の畑で、現地は耕起がされていきました。譲渡人は他集落に居住しており、管理することができないことから、申請地隣接を耕作され、申請地も管理をされていた譲受人と、今般、贈与で話がまとまり申請されたものです。

番号 4 と、番号 5 は譲受人で内容も同じであることから、まとめて説明いたします。

番号 4、土地の表示、高月町高月地先の登記地目田 1 筆 36 m²、番号 5、土地の表示、同じく高月町高月地先の登記地目田 1 筆 356 m²、いずれも白地の登記地目が田で、売買にて権利を取得されるものです。申請地は、隣接しており、現地は雑草が繁茂していましたが、耕作再開が可能な状況です。これら番号 4 と番号 5 の申請地は、以前は小学校の行事等で畑として使用されており、それぞれ所有者は学校に貸されていたとのことですが、学校も使用されなくなり、また譲渡人も管理ができないところ、今般、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。なお、登記地目は田ですが、今後も畑として利用することです。

番号 6、土地の表示、小谷郡上町地先の畑 1 筆 225 m²を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は耕起がされていきました。譲渡人は元々小谷郡上町の方であり、申請地も含め集落内の他の土地も管理をされていきましたが、高齢となり管理が難しくなってきたことから、申請地隣接の農地を耕作している譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号 7、土地の表示、高月町西阿閉地先の田 1 筆 256 m²を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は、青地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。譲渡人は、遠方に居住しており管理することができないため、譲受人が管理をされていきましたが、今般、売買で話がまとまり申請されたものです。

番号 8、土地の表示、高月町西阿閉地先の畑 1 筆 85 m²を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は、白地の畑で、現地は野菜の作付けがされていきました。譲受人は、申請地を借りていましたが、今般、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。

番号 9、土地の表示、細江町地先の畑 2 筆 394 m²を売買にて権利を取得されるものです。申請地はいずれも白地の畑で、現地はビニールシートがありますが、耕作再開が可能な状況です。本件は、空き家バンクからの案件です。譲受人は、譲渡人が居住されていた建物に移住するとともに、申請地を家庭菜園として耕作することで話がまとまり申請されたものです。

以上、番号 1 から 9 につきましては、農業委員会定例総会資料の許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得等をする農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から問題はなく議案書にもありますとお

り、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第20号について、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第20号について、ご意見、ご質問があれば承りたいと思います。

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら、採決に移ります。

議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請通り許可することといたします。

次に、議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和6年11月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第21号につきましては、今月の締切りまでに4件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に※印が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続きを進めるものです。なお、案件については、去る令和6年10月21日に、農地等調査委員会の池田委員長をはじめ、15番 清水多枝子委員、18番 下司治一委員と協議をし、総会に提出しております。

現地調査につきましては、令和6年11月5日に7番 多賀君子委員、8番 石橋萬次郎委員をお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

申請番号1、木之本町黒田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地

は集落の南側に位置します。木之本インターチェンジから 300m 以内の区域であることから、第 3 種農地と判断しており、原則、転用許可ができるため、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告いただきます。

(7 番 多賀委員)

番号 1 について報告します。航空写真をご覧ください。

番号 1 は、土地の表示、木之本町黒田地先、田 709 m²、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は道路、北は道路です。写真をご覧ください。申請地は長らく耕作されていなかった農地で、このたび、申請地の西側の隣接地に資材置場を設置している譲受人が、個人事業主として電気設備業を営んでおり、その資材置場の拡張を計画され、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できなかった分は、敷地南側及び北側の道路側溝に排出される計画となっており、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号 2、新栄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね 10ha 未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第 2 種農地と判断しております。第 2 種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、石橋委員よりご報告いただきます。

(8 番 石橋委員)

番号 2 について報告します。航空写真をご覧ください。

番号 2 は、土地の表示、新栄町地先、田 16 m²、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は宅地、北は農地です。写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは、譲受人が昭和 45 年に自宅を建築する際に、今回の申請地を譲り受ける話がまとまり、売買代金等の支払は行っていたものの、所有権移転の手続きはせずに現在に至っていました。このたび、譲受人が所有権移転手続きを行うことになり、転用許可書が必要となったため、譲渡人とともに申請さ

れたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で処理されており、処理できない雨水は、素掘りの水路を通じて、東側水路に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号 3、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。都市計画法上の用途区域に指定されている区域であることから、第3種農地と判断しており、原則、転用許可ができるため、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告いただきます。

(7 番 多賀委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。

番号3は、土地の表示、内保町地先、田2筆2,026㎡、契約内容は売買で、転用目的を分譲住宅用地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は道路、北は農地です。写真をご覧ください。譲受人が分譲宅地として整備する計画を立て、譲渡人と申請地を購入する話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地西側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号 4、本庄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、石橋委員よりご報告をいただきます。

(石橋委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。

番号4は、土地の表示、本庄町地先、田1,302㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は里道、西は宅地、南は道路、北は里道です。写真をご覧ください。譲受人は福祉用具販売業を営んでおり、現在、社用車と社員の自家用車の駐車場として、事務所兼倉庫の前面敷地を使用しているものの、トラックによる福祉用

具等の搬入が頻繁にあり、作業スペースが狭く、作業に大変苦慮していたため、駐車場の移転を計画し、法人敷地の近くにある申請地について、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南東部に集水桝を設置し、東側の水路に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

会長、よろしくお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第21号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請通り許可することといたします。

次に、議案第22号、農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第22号、農用地利用集積計画（案）について、このことについて農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。

令和6年11月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

この手続きは、既にご説明させていただきましたとおり、市が公告を行うものでございます。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。

今月は、相対による利用権の設定の案件と、所有権移転の案件でございます。相対による利用権の設定は、貸手1人に対して借り手も1人で、筆数は1筆、1,035㎡の面積を利

用権設定される計画です。所有権移転の設定は、所有者 1 人に対して取得者も 1 人で、筆数も同じく 1 筆、2,092 ㎡の面積を所有権移転される計画です。

議案書の 17 ページに記載されている土地について、賃貸借により利用権を設定される計画で、議案書の 18 ページに記載されている土地について、売買により所有権を移転される計画です。

以上、譲受人は農業振興課による審査を経ており、農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家でございます。

以上のことから農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

はい。ありがとうございます。

それでは、議案22号、農用地利用集積計画（案）について、ご意見、質問等求めます。ございませんか。

(会長)

ご意見等がないようですので、採決に移ります。

議案第22号、農用地利用集積計画（案）について農業委員会として決定し、答申することにより賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。

賛成全員でありますので、農業委員会として決定し、答申させていただきます。

次に、議案第23号、農用地利用集積等促進計画（案）について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第 23 号、農用地利用集積等促進計画（案）について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により承認することについて決定を求めます。令和 6 年 11 月 11 日提出、長浜市農業委員会会長名。

この手続きは、以前にご説明させていただきましたとおり、農地中間管理機構が間に入っているもので、県が公告を行うものでございます。なお、受付は市の農業振興課が行っております。

それでは、ご説明をさせていただきます。

今回の案件は 2 パターンあります。 スライドをご覧ください。

まず1パターン目です。

本年7月以降の総会でも議案としてありましたもので、新規の中間管理権の設定の案件でございます。農地の貸し手と借り手で事前に調整を行い、貸し手が農地中間管理機構に農地を預け、中間管理機構が借り手に農地を貸すものでございます。

番号1から番号71まですべて新規の中間管理権の設定の案件となります。

計画では、貸し手22人に対して借り手が11人で、筆数は71筆、合計面積153,169㎡を賃貸借により利用権設定をされる計画でございます。

続きまして、2パターン目です。スライドをご覧ください。

これは、貸し手はそのまま、借り手のみを変更されるものでございます。

番号1から番号29まで借り手の変更の案件となります。

計画では、借り手が2人で、筆数は29筆、合計面積59,949㎡について、借手の変更による利用権設定をされる計画でございます。

なお、それぞれ年数の違いがありますが、スライドにもありますとおり、貸し手に変わりはなく、最初の契約年数が継続となっているため、それぞれ年数が異なるものでございます。

本案件の説明は以上です。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

はい。ありがとうございました。

ただいま説明のありました、議案23号について、ご意見、ご質問等を求めます。

ございませんか。

(事務局)

ないようでしたら採決に移ります。

それでは採決に移る前に、参与制限対象委員がおられます。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者と同居の親族となります。

13番 北川富美子委員、29番 廣部重嗣委員、23番 弓削美穂委員が該当いたします。

それ以外はおられないと思いますが、該当する委員がおられましたら申し出をお願いします。

対象の委員は自席で採決に加わらないこととしてください。

それでは、議案第23号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手を願います。

(事務局)

はい。ありがとうございます。

賛成多数でありますので、農業委員会として決定し、答申をいたします。

次に、議案第24号、土地改良事業参加資格交替承認について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第24号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて、土地改良法第3条の規定に基づく承認について意見を求めます。令和6年11月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

土地改良法では、利用権設定がなされた農地の耕作者が土地改良区の組合員となっておりますが、旧来から、土地所有者を組合員として運営されている土地改良区では、耕作者と所有者が合意の下で、参加資格交替申出書を取りまとめて、参加資格者を耕作者から土地所有者に交替し、法律との整合を図られています。ただ、交替手続きを行う際に、土地改良法において、農業委員会の承認を求めることが義務付けられており、交替申出案件があれば、その承認依頼を受けています。

今回の資格交替申出者は、土地改良事業参加資格交替者一覧のとおりです。

一覧表にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました番号1から番号4の4件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

説明は以上です。会長よろしくをお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第24号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら採決に移ります。

議案第24号、土地改良事業参加資格交替承認について、これを承認することを、農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成全員でありますので、これを承認することとし、申し出人に通知することといたします。

次に、議案第25号、長浜市農業委員会総会会議規則の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第 25 号 長浜市農業委員会会議規則の一部改正について、長浜市農業委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。令和 6 年 11 月 11 日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、農業委員会会議規則の一部改正につきまして説明いたします。今回、導入したタブレット端末について、今後オンライン会議としての使い方も可能となります。ただし、その使い方を明確にする必要があるため、会議規則を改正するものです。改正内容としましては、オンラインで会議に出席できる条件として、重大な感染症の蔓延、大規模災害等が発生した場合、公務、疾病、出産、育児、介護等、その他のやむを得ない事由がある場合はオンライン会議で参加できるということで条項を追加いたします。

また、オンラインで会議に参加した者が採決に加わることを可能とする文言を追加します。

改正条文としましては、議案書及び新旧対照表をご確認ください。

新たに第 5 条として出席者の特例を条文として加えます。また、第 6 条として、欠席の届出ということで、以前は事故のために総会に出席できないときは会長に届出なければならないということでしたが、事故については、公務、疾病、育児等の文言を詳しく表記するということと、あと出産につきましては事前に届出ということで、文言を入れております。採決につきましては、第 21 条におきまして、現場にいない委員は採決に加わることはできませんが、オンラインで参加しているものにつきましては、採決に参加できるということで、オンラインで参加しているものを除くという表現の文章を入れております。

こちらにつきましては、総会会議規則の一部改正の提案ということで、先月の農業施策推進委員会におきまして、内容等を検討いただきまして、今月の議案として提出させていただいています。

以上、説明とさせていただきます。会長よろしく願いいたします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

事前配布されたものと、本日、別冊で配布されたものとの変更箇所は、最初の改正の、趣旨の説明のところが若干変更になっています。確認していただき、ご意見等をお願いします。

農業施策推進委員会で検討をしていただきましたので、廣部委員長ご意見をお聞かせください。

(廣部委員長)

午前中の説明会、ご苦勞様でした。

早速、今日の議題もタブレットで確認できます。タブレットを使うことによって、利点があります。

総会に参集することが困難な時は、オンラインでの出席も可能にする改正を検討させていただきました。長浜市農業委員会会議規則のやむを得ない事由がある場合以外は、総会を欠席しても、オンラインで参加することは認められません。

今日も2時間ですけれど、勉強していただきました。タブレットを使用することにより、今までにない活用ができと思っています。

事務局に確認ですが、本日、訂正の文書が配布されていますが、タブレットのデータも変更されているのですか。

(事務局)

はい。タブレットの議案書につきましては、訂正したものを入れております。

(廣部委員長)

ということです。タブレットだと訂正された時点で、タブレットの内容が変更されます。

総会の議案書がいつ発信されるかですが、今回の議案書は5日に発送されているので、タブレットへも同時期に入っていると思います。

(事務局)

はい、総会資料は、総会の1週間前に発送をしております、お手元に5日前くらいに届いていると思います。

タブレットでの発信は、1週間前ぐらいにSideBooksの方に掲載するような日程で進めるようにしていきたいと思います。

(廣部委員)

その後、変更気付いた場合は、当日までに変更しましたという通知が届くということですね。

(事務局)

はい、変更しましたら通知をしますので、ご確認いただきたいと思います。

(廣部委員)

ということでございます。ご承知おきください。

なお、使用についてわからないことがあれば、尋ねていただければと思います。

よろしくお願いします。

(会長)

廣部委員長ありがとうございました。

わからないことがあれば、質問等していただきたいと思います。

事務局から配信後に修正がありましたら、修正を速やかに行っていただき、通知が届くということになると思います。

長浜市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則、議案第25号について、ご意見、ご質問等ございませんか。

はい。田中さん。

(24番 田中委員)

オンラインで参加する場合は、Zoomを使うのか、Google Meetを使うのか、それとも他のアプリを使ってやるのか、そのあたりはどのようにお考えですか。

(事務局)

現状、Zoomは、よく広く使われていますけれども、本日、午前中にご説明がありました、LINE WORKSがテレビ会議で使えるようになっているので、現状はLINE WORKSでの利用を考えているところです。

(24番 田中委員)

私たちに、LINE WORKSのオンラインの使い方の説明をしていただけるのですか。

(事務局)

オンライン会議の出席をご希望される際に、個別にご説明させていただきたいと思います。

(24番 田中委員)

ご希望される場合という説明ですが、総会の規則で11月11日、本日から施行するとなっている以上は、次回の総会から、オンライン会議での参加を認めるということになりますか。

そうなると、オンライン会議の使用の仕方を委員の皆さんに説明をした上で、オンライン会議を認めないと、つじつまが合わないと思うのですがいかがでしょうか。今日、一時的にLINE WORKSの説明がありましたけど、あれだけでは多分わからないと思います。

(事務局)

オンライン会議のお申し出をいただいた際に、説明をさせていただこうと考えていましたけれども、今後、実際にLINE WORKSをご利用いただく中で、順次ご説明をしていきたい

と思っております。それは、Zoomであっても、その他のアプリであっても一緒だというふうに思っております。そういう環境を作っていくこと自体が大事ですので、まずは農業委員会総会会議規則の一部改正をお願いしたいと考えているところでございます。

(24番 田中委員)

Zoomを使うのも認めるということは、このタブレットにZoomのアプリ入っていません。Zoomのアドレス等の設定はどのようにされますか。

(事務局)

はい、先程から申し上げているように、オンライン会議のご希望があった際に、それぞれの委員さんに、どのように参加いただくのか、整理をしていきたいと思っております。

(24番 田中委員)

ということは、全員を対象とした説明会はしない。希望があったときに、その都度説明するということですか。

(事務局)

はい、その都度説明させていただきたいと思っております。

(24番 田中委員)

はい。わかりました。

会長、このやり方でいいのでしょうか。

(会長)

田中さんの質問の内容ですけれども、私もオンライン会議のやり方をどういうふうにされるのかと思っておりました。局長のその都度というのは、少々疑問に思いました。すぐにオンライン会議をする事態になるとは思いませんので、事務局と話をして、その都度でなく、LINE WORKSの扱い方を委員皆さんに説明できれば良いかなと思います。

なるべく早いうちに検討させていただくように事務局、お願いします。

(24番 田中委員)

はい。ありがとうございます。

(会長)

ご意見ありがとうございます。

はい、廣部委員

(29番 廣部委員)

皆さんが、まずこのタブレットの使い方を習得できないと、次のステップには進めないと思いますが、オンラインでの出席事由に、出産とか病気等もありますが、重大な感染症の蔓延又は大規模な災害等の発生によりという文言もありますので、これはいつ何時起こるかわからないですし、起こったときには1人だけがどうのこうのという場合じゃない可能性もあるので、そういうときに農業委員会の総会が開けるのかということにもなりかねませんが、全員がどこかのタイミングで勉強会を行った方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

本日、ご説明申し上げましたのは、あれもこれもということでご説明申し上げるとご理解いただくのは大変なので、その都度というふうに申し上げさせていただいたということでございます。

廣部委員がおっしゃっていただいているように、共通認識を図ることは非常に大事だと思っておりますので、いずれかの時点においては、必要だと思っております。

現段階で拙速に、そこまで物事を進めるつもりは事務局としては考えておりませんでしたので、その都度ということで申し上げさせていただきました。

今後、時点を見計らいまして、そういった対応を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

徐々に慣れていただきたいので、例えば来月は、スクリーンに表示される地図、写真等はタブレットで見る。そういうところから初めたらどうかと思います。

今日の総会時にタブレットの画面を触ったり、議案書をめくったりというのは、なかなか説明についていけなかったのが、事務局の説明や現地確認された委員の説明についていけるように、プロジェクターをやめて、図面・写真はタブレットで見て、議案書は紙を見てというように慣れていただくのがまず第一歩だと思います。それから、次のステップに進んでいかないと、なかなか難しいと思います。

それから、各小委員会がありますが、基本は委員会の事前の通知・案内は事務局からしていただくにしても、一度、小委員会の会合を委員会の中でLINE通信していただいたり、各委員会の委員長から委員宛に、こういう要件で委員会を実施しますというような案内をLINEで発信していただいたりしていただきたいと思います。

はい。中川委員。

(6番 中川委員)

委員長がおっしゃいましたように、やり始めが大事だと思いますので、図面はタブレットで見ました。スクリーンで見るより綺麗にはっきり確認できます。新年度からは議案も資料等もタブレットのみになりますので、最初は紙の資料を見ながらタブレットで図面・地図等を見るといいうところから初めていただいたらいいのかなと思います。

(会長)

はい、角田委員。

(32番 角田委員)

デジタル化に詳しい人は、どんどん進めと思われるかもしれませんが、私はとにかく一から進めていただきたいと思います。70歳超えた人が、覚えて使っていないといけないので、そんな簡単にできるものではないと思っています。気長にやっていただくのが大事かと思います。ですから、先ほど言われたように総会の時は、位置図や議案書を見ながら操作するとことで慣れるということが大事です。

来年4月から完全にタブレットのみでお願いします。

(会長)

ありがとうございます。そういういろいろな意見があると思います。他に意見ありますか。こういうふうにしたらいいなという意見など。

はい、伊藤委員。

(27番 伊藤委員)

私はもう70歳以上で、こういう情報端末を使うのが苦手です。ましてや、今まで触った事ありませんし初めてのことです。どうやって使うのでしょうか。

やはり、とにかく使うしかないと思っているのですが、その前に基礎をもう少し時間かけて教えてくださればありがたいと思います。

(会長)

他にありませんか。

各委員の意見を聞きましたので、次回の総会時には、画面の開き方、議案書の出し方、議案書から位置図・写真の見かた、地図・写真から議案書の見かた等、基礎をゆっくりとお願いします。

議案書の開き方、地図の開き方、戻し方というようなところから慣れていただいた方がいいと思いますのでそんな感じで、局長、ご意見をいただきたいと思います。

(事務局)

事務局といたしましては、来月に、本日、午前中に研修いただきましたSideBooksの研修の第二弾を計画しておりまして、今回は触っていただいただけですので、もう少し皆様方のご理解がどの程度なのかを勘案いたしまして、研修内容を考えさせていただきたいと考えております。

さらに、今後、農地台帳の農地情報をインターネットで見られるようにしていきますけれども、それも1月にはご説明をさせていただきたいと考えております。皆様方にご理解いただくのに時間がない中で、毎月説明していくので、事務局としてはどういうふうに進めていくのかを、会長とご相談申し上げながら、皆様方の理解度に合わせて操作しやすいように、タブレットを使っていただきやすいように、今後とも考えてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

(会長)

はい。皆様方よろしくご理解のほどお願いいたします。

それでは、議案第25号について採決に移ります。

議案第25号、長浜市農業委員会総会会議規則の一部改正について農業委員会において決定し、改正することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので農業委員会において改正することといたします。

事務局において、今の各委員の協議・要望について、よろしくお願いします。

以上で本日の議案審議は終了します。

午後3時40分閉会